

令和3年1月8日

## 新型コロナウイルス感染症に関する対応について（第5報）

一般社団法人日本非破壊検査工業会  
理事長 松村康人

新型コロナウイルスの感染が拡大しており、政府は1月7日に1都3県に対して「緊急事態宣言」を発出しました。主な要請は、「午後8時以降 不要不急の外出自粛」、「営業時間の短縮を要請」、「出勤者の7割減を目指す」、「イベントの人数制限の要請」としています。

当工業会においては、「緊急事態宣言」の要請をうけ、令和3年1月8日～令和3年2月7日の期間、以下のとおりに対応します。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

### 1. 当工業会の委員会等について

- (1) 開催予定の委員会等については、原則、オンライン会議又は書面審議とします。
- (2) 喫緊の重要な審議事項があり対面で会議を行う場合は、3項を順守します。

### 2. 講習会・試験について

講習会・資格試験等は、入学試験や他の資格試験に準じ、3密を避ける十分な感染防止対策をした上で予定通り実施します。

### 3. 感染防止対策

委員会等及び講習会・資格試験等の参加の際には、検温、マスクの着用、手洗い、うがい、咳エチケットの励行等の感染防止対策を行うこととします。

また、感染症が疑われる風邪の症状や発熱、強いだるさや息苦しさ、呼吸困難がある場合は、無理をせずに参加を中止してください。

### 4. その他

今後、政府等による新型コロナウイルス感染症の対策方針によって、上記が変更になる場合があります。その都度、当工業会のWEBサイトで公開しますので、ご確認ください。

以上